

令和8年度 建設工事入札制度の改正について

令和8年4月から、下諏訪町の建設工事における入札制度を次のとおり改正します。
ご理解とご協力をお願いします。

1 公共工事の発注における入札金額の内訳について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正（令和7年12月12日施行）により、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました。

つきましては、令和8年3月1日以降に通知・公告する建設工事の入札から、入札時及び契約時に提出する工事費内訳書に別添の作成例を参考に入札金額の内訳を記載してください。

（従来お使いになっている様式の備考欄への明示等でも差し支えありません）

なお、落札者の内訳書に記載された直接工事費が以下の一定水準に満たない場合には、国のガイドラインに基づき「労務費ダンピング調査」を実施し、労務費が一定水準を下回った理由の確認を行う場合があります。

一定水準は以下のとおりです。

土木工事：直接工事費の官積算額×0.97

建築工事：直接工事費の官積算額×（1-0.1又は0.2(※)）×0.97

(※) 一般工事：0.1

昇降機設備その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事：0.2

2 一般競争入札の地域要件の変更

当町では、町内本店の受注拡大を図るため、平成25年4月以降、一般競争入札における予定価格3,500万円未満の建設工事は、業種ごとの登録者数が少数である場合などを除き、原則として町内に所在する本店を地域要件として実施してきましたが、昨今の急激な資材価格の高騰や賃上げによる建設工事費の上昇を考慮し、令和8年3月1日以降に公告する一般競争入札から、予定価格5,000万円未満の工事について町内本店のみを対象として実施することとします。

ただし、業種ごとの登録者数や工事内容によっては、条件を変更することもあります。

裏面もご確認ください

3 公共工事発注見通しの公表対象及び公表方法の変更

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、毎年度4月1日に公表(10月1日見直し)している当該年度に町が発注を予定している公共工事について、これまで予定価格130万円以上の工事を公表対象としていましたが、地方自治法施行令の改正による随時契約によることができる額の引き上げに伴い、令和8年度以降、予定価格が200万円以上の工事を公表対象とします。

また、これまで町ホームページ及びクローズアップしもすわへの掲載により公表していましたが、情報の公表方法については、原則としてインターネットを利用する旨の国通知を踏まえ、令和8年度から町ホームページへの公表のみとします。

4 建設工事請負契約約款の一部改正

「第三次・担い手3法」が令和7年12月12日に全面施行され、公共工事標準請負契約約款の改正されたことを踏まえ、当町の建設工事標準請負契約約款（以下「契約約款」という。）について、当該改正に準じて改正を行いました。また、その他、債務負担行為に係る契約の前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）の特則のうち、契約年度分の前払金額（中間前払額を含む。以下同じ。）と翌年度分の前払金額をあわせて請求できる規定の適用を見直して受注者の利便性を確保することとしたほか、記述の見直しや根拠法の条数の修正など必要な改正を行いました。

詳細は、別紙 新旧対照表をご確認ください。

改正後の契約約款は、令和8年4月1日以降に締結する契約から適用します。

不明な点等については、総務課財政係（内線 266）にお問い合わせください。

令和 年 月 日

〇〇 様

土木工事の例

住所
商号又は名称
代表者 氏名

工事費内訳書

工事名：

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	
直接工事費		式	1			
うち材料費		式	1			追加項目
うち労務費		式	1			
共通仮設費		式	1			
共通仮設費（率計上）		式	1			
純工事費		式	1			
現場管理費		式	1			
うち法定福利費の事業主負担額		式	1			追加項目
うち建退共制度の掛金		式	1			
工事原価		式	1			
うち安全衛生経費		式	1			追加項目
一般管理費等		式	1			
工事価格		式	1			
消費税相当額		式	1			
工事費計		式	1			

注) 本内訳書は、第1回の入札に際し提出を求めるものである。

注) 発注者が提示する本工事の数量総括表の工種、種別、細別に対応して単価、数量、金額を記入するものとする。

令和 年 月 日

〇〇 様

建築工事の例

住所
商号又は名称
代表者 氏名

工事費内訳書

工事名：

工事内訳

名称	数量	単位	金額	備考
直接工事費	1	式		
うち材料費	1	式		
うち労務費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
うち建退共制度 の掛金	1	式		
工事原価のうち 現場労働者の 法定福利費の 事業主負担額	1	式		
工事原価のうち 安全衛生経費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		

追加
項目

追加
項目

建設工事標準請負契約約款 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">建設工事標準請負契約約款 (建設工事請負契約書)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p> <p>(請負代金内訳書及び工程表) (請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 内訳書には、<u>材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)</u>並びに<u>建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)</u>に係る掛金を明示するものとする。</p> <p><u>[注]「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料をいう。</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>(適正な労務費の確保等)</u></p> <p><u>第3条の2(A) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法(昭和24年法律第100号)第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">建設工事標準請負契約約款 (建設工事請負契約書)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 内訳書には、<u>健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。</u></p> <p><u>二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号において「下請負人」という。）に支払うものとする。</u></p> <p><u>三 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。</u></p> <p><u>イ 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。</u></p> <p><u>ロ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者（ハにおいて「再下請負人」という。）に支払うこと。</u></p> <p><u>ハ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第二条の二に定める事項を含む契約を締結すること。</u></p> <p><u>ニ 受注者からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに関する書面を提出すること。</u></p> <p><u>4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>一 前項第1号の支払に関する書面</u></p> <p><u>二 前項第2号の支払に関する書面</u></p> <p><u>三 前項第3号の契約を締結したことに関する書面</u></p> <p><u>[注] 第1号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第2号及び第3号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。</u></p> <p><u>5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。</u></p> <p><u>(適正な労務費の確保等)</u></p> <p><u>第3条の2（B） 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。</u></p> <p><u>一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。</u></p> <p><u>二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払う</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>ものとする。</u></p> <p><u>4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>一 前項第1号の支払に関する書面</u></p> <p><u>二 前項第2号の支払に関する書面</u></p> <p><u>[注] 第1号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第2号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。</u></p> <p><u>5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。</u></p> <p><u>[注] 第3条の2の使用は任意であるが、原則として(A)を使用することを基本とし、(B)についても選択することができることとする。なお、使用しない場合は削除する。</u></p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (A)・(B) (略)</p> <p>(C) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項<u>第2号</u>に規定する者をいう。以下同じ。)</p> <p>三 (略)</p> <p>[注] (B)は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、(A)は、それ以外の場合に使用する。(C)は、(B)を使用する場合において、<u>同法</u>第26条第3項<u>第2号</u>の規定を使用し監理技術者が兼務する場合に使用する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(工期の変更方法)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第60条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は</u></p>	<p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (A)・(B) (略)</p> <p>(C) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項<u>ただし書</u>に規定する者をいう。以下同じ。)</p> <p>三 (略)</p> <p>[注] (B)は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、(A)は、それ以外の場合に使用する。(C)は、(B)を使用する場合において、<u>建設業法</u>第26条第3項<u>ただし書</u>の規定を使用し監理技術者が兼務する場合に使用する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(工期の変更方法)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>第61条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>(請負代金額の変更)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第60条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第61条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p><u>9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第60条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第61条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条及び次条において同じ。)の支払いを請求することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。)の支払いを請求することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。</p> <p>8～10 (略)</p>

改正後	現 行
<p>(前払金の使用等)</p> <p>第37条 受注者は、前払金 <u>(中間前払金を除く。)</u> をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費 (この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金額の100分の25を <u>超えない範囲で、前払金を</u> この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p> <p><u>2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費 (この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</u></p> <p>(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、<u>発注者の予算の都合により、</u> 契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わず、<u>翌会計年度に契約年度分を含めて支払う旨を発注者が定めた場合には、</u> 同項の規定により準用される第35条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。</p> <p>3 第1項の場合において、<u>発注者の予算の都合により、</u> 契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨を <u>発注者が定めた場合には、</u> 同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分(円以内)を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>(前払金の使用等)</p> <p>第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費 (この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を <u>超える額及び中間前払金を除き、</u> この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、<u>契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、</u> 同項の規定により準用される第35条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。</p> <p>3 第1項の場合において、<u>契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、</u> 同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分(円以内)を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。</p> <p>4～5 (略)</p>